

# 合併処理浄化槽の設置費用を補助します

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町では、10人槽以下の合併浄化槽の設置者を対象に補助金を交付しています。

## 補助金額

- 新しく合併浄化槽を設置する場合  
補助金額表(ア):設置費補助金のとおり。
- 既存の単独浄化槽または汲み取り槽をお使いのかたが合併処理浄化槽に転換する場合  
補助金額表(イ):撤去しない(できない)場合のとおり。  
※転換撤去補助金(撤去しない(できない)場合)+宅内配管工事補助金
- 既存の単独浄化槽または汲み取り槽をお使いのかたが合併処理浄化槽に転換し、更に既存の単独浄化槽または汲み取り槽を撤去する場合  
補助金額表(ウ):撤去した場合のとおり。  
※転換撤去補助金(撤去した場合)+撤去費補助金(5万円)+宅内配管工事補助金

○補助金額表(限度額)

人槽	(ア)設置費補助金	転換撤去補助金					
		(イ)撤去しない(できない)場合		(ウ)撤去した場合			
5人槽	198,000円	198,000円	+	宅内配管工事補助金	248,000円	+	宅内配管工事補助金
7人槽	256,000円	256,000円	+	宅内配管工事補助金	306,000円	+	宅内配管工事補助金
10人槽	340,000円	340,000円	+	宅内配管工事補助金	390,000円	+	宅内配管工事補助金

※宅内配管工事補助金は工事費用又は300,000円のいずれか低い額(1,000円未満は切り捨て)とする。

## 補助対象区域

板倉町内全域。ただし、板倉ニュータウン区域(公共下水道)を除きます。

## 補助の対象者

補助対象区域内において、自らが居住するための住宅(自己の居住用途部分の割合が2分の1以上の店舗併用住宅なども含む)に処理対象人員が10人槽以下の「環境配慮型浄化槽」を設置する。または設置に伴い既存施設を転換撤去するかた。

ただし、次のいずれかに該当する者は、補助の対象者となりません。

- 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請または浄化槽法(昭和58年第43号)第5条第1項の規定による設置届を行わずに浄化槽を設置する者
- 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者
- 販売の目的で、浄化槽付き住宅を建築する者
- 継続的に住宅に居住すると認められない者
- 住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- 町税(板倉町税条例(昭和30年板倉町条例第20号)第3条に規定する町税をいう。)及び国民健康保険税を滞納している世帯の者
- 公共事業に係る補償により浄化槽を設置する者
- 浄化槽の設置について、国、県または町が行うその他の補助金の交付を受けている者

## 補助対象期間

当該年度の4月1日から翌年3月31日まで  
期間内に実績報告書を提出し、町の完了検査に合格すること。

## 補助件数

予算の範囲内となりますので、申請はお早めをお願いします。

## お問い合わせ

板倉町役場 住民環境課 環境係 電話82-6132(直通)  
所在:〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1

◎板倉町浄化槽整備事業費補助金交付申請の手順

※根拠：板倉町浄化槽整備事業費補助金交付要綱

